

【公布された条例等のあらまし】

● **災害救助法施行細則の一部を改正する規則**（規則第五十一号）

- 一 避難所の設置のために支出する費用等の限度額の引上げを行うこととした。
- 二 福祉サービスの提供に係る救助の程度、方法及び期間を定めることとした。
- 三 管理栄養士等の福祉関係者及び登録被災者援護協力団体に支給する実費弁償の種類及び支給額を定めることとした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この規則は、令和七年七月一日から施行することとした。
- 六 一については、令和七年四月一日から適用することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第五十二号）

- 一 選挙長等の報酬の額を改定することとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **建築基準法施行細則の一部を改正する規則**（規則第五十三号）

- 一 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を付加することとした。
- 二 この規則は、令和七年七月一日から施行することとした。